

介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等  
の指定の取消しについて

1 対象事業者

法人（開設者）名等	株式会社 メディ・アシスト 代表取締役 寺岡 志
法人の所在地	高知県高知市潮見台二丁目 102 番地

2 対象事業所

(1)

事業所名	デイサービス たけしま
事業所の所在地	高知県高知市南竹島町 6 番地 28
サービスの種類 及び指定年月日	地域密着型通所介護（平成 28 年 4 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 21 年 10 月 1 日） 第 1 号通所事業（平成 27 年 4 月 1 日）
事業所番号	3 9 7 0 1 0 3 7 5 4

(2)

事業所名	デイサービス しおみだい
事業所の所在地	高知県高知市潮見台二丁目 102 番地
サービスの種類 及び指定年月日	地域密着型通所介護（平成 28 年 4 月 1 日） 介護予防通所介護（平成 26 年 9 月 1 日） 第 1 号通所事業（平成 27 年 4 月 1 日）
事業所番号	3 9 7 0 1 0 5 9 5 7

3 指定取消年月日 平成 29 年 10 月 1 日

4 指定を取り消す理由

地域密着型通所介護

- (1) 不正請求（法第 78 条の 10 第 8 号に該当）
- (2) 虚偽の報告（法第 78 条の 10 第 9 号に該当）
- (3) 虚偽の答弁（法第 78 条の 10 第 10 号に該当）

介護予防通所介護

- (1) 不正請求（法第 115 条の 9 第 1 項第 5 号に該当）※デイサービスたけしまのみ該当
- (2) 虚偽の報告（法第 115 条の 9 第 1 項第 6 号に該当）
- (3) 虚偽の答弁（法第 115 条の 9 第 1 項第 7 号に該当）

第 1 号通所事業

- (1) 第 1 号通所事業と一体的にサービス提供を行うことができる地域密着型通所介護及び介護予防通所介護において上記のとおり不正が認められたもの（法第 115 条の 45 の 9 第 6 号に該当）